

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

令和7年(2025年)7月25日 回答分

質問No.	1
質問内容	ゴジラの滑り台や、大型遊具のある冒険ランド、ハーブ園にある大型遊具などの整備状況や、耐用年数、修繕実績と今後の修繕計画についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.2 2施設の概要 くりはま花の国 ●指定管理施設
回答	ゴジラの滑り台は、昨年度に塗り直しを行いました。 また、冒険ランドの大型遊具は令和2年5月に、ハーブ園の複合遊具は平成29年2月にロング滑り台は平成30年3月に更新・設置したところです。 ハーブ園の複合遊具は、令和5年度に小破修繕を実施しています。 現状はいずれも設置更新から10年も経過していないため、修繕計画はございません。 耐用年数については材質や使用状況などで変わってくるため一概にはお答えできません。

質問No.	2
質問内容	フラワートレインの現状と耐用年数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.3 2施設の概要 くりはま花の国 ●公園施設管理許可施設 フラワートレイン
回答	特殊車両のため、耐用年数は不明です。 コスモス号は平成21年、ポピー号は平成22年に導入し15年以上運行をしております。 現在、2台体制で片道約2km園路を1時30分から2時間おきに運行しております。

質問No.	3
質問内容	フラワートレインについては過去に2回運行中に事故が発生し、計10名の来園者がケガを負っている。車両の機能改善やマニュアル改訂を行い、安全性の向上が図られているが、狭い園路幅に加えて急斜面、急カーブの箇所での運行は非常に運転技術が難しく、事故発生リスクは高いままと考えられる。 その中で、今回の指定管理期間の中でのフラワートレインに代わるの園内交通の導入にむけて市のお考えや方針がございましたらご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.3 2施設の概要 くりはま花の国 ●公園施設管理許可施設 フラワートレイン
回答	新たな園内交通の導入につきましては、昨年度に導入可能性調査を実施しました。 その中では、電動カートやリフト、電動キックボードなどの導入について検討を進めましたが、採用に至るまでの決め手が現時点では確認できませんでした。 今後も、フラワートレインの更新も含め、新たな園内交通手段については検討を進めてまいります。応募者様の知見に基づき良案がございましたら、ご提供いただけますと幸いです。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	4
質問内容	フラワーバスについて、バスの車幅、車高に対し、狭い園路幅に加えて急斜面、急カーブが続く場所での運行は事故発生リスクが高いと考えられるが、市のお考えがございましたらご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.3 2施設の概要 くりはま花の国 ●公園施設管理許可施設 フラワーバス
回答	ご指摘のとおりフラワートレインより車幅が大きく、ホイールベースも長いですが、運転は通常のバスであるため、フラワートレインと同様に園内の特性を考慮した安全管理運行マニュアルなどを作成し遵守することで、リスクの低減に努めることが出来ると考えます。 また、ナンバーが付いているため園外での運行なども提案していただくことも可能です。

質問No.	5
質問内容	「指定管理者選考が終了するまでの間に」と記載があるが、この始期は当該募集要項の公告日という認識でよいか。 また、選考の開始期は、申請書の提出日との認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.7 4(6) イ
回答	指定管理者選考の始期と選考の開始期は同日であり、本選考の開始期とは、横須賀市が「くりはま花の国、ペリー公園」の選考に係る募集要項等を公表した日を指すことから、指定管理者選考の始期と選考の開始期は、令和7年6月17日です。

質問No.	6
質問内容	「本件募集に関して接触を求め又は接触した場合」とは、当該募集要項が公告された日からとの認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.7 4(6) ウ
回答	お見込みのとおり、本選考にかかる募集要項等を掲載した日を「本件募集に関して接触を求め又は接触した場合」の始期とするため、令和7年6月17日を始期とします。

質問No.	7
質問内容	「提出書類に虚偽の記載があった場合、選考審査対象から除外」と記載があるが、提出書類に誤記が判明した場合も審査対象から除外となるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.7 4(6) エ
回答	誤記の内容にもよりますが、単なる誤記とは考えづらく明らかに虚偽の記載であると判断した場合は、選考審査対象から除外となります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	8
質問内容	共同事業体を結成して申請した上で、失格事項が構成グループの1つに適應された場合、共同事業体を結成した全て団体が失格になるとの認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.8 5 提出書類等
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	9
質問内容	応募書類の提出日の約2週間前に、会社住所変更の予定がある。 様式2及び様式4については新住所を記載予定だが、 納税証明書や登記簿謄本等の発行書類、団体の経営状況を説明する書類などは 手続きの関係上、旧住所が表記された資料の提出となる。 その際には、住所変更に関する届出書など別途用意する必要があるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.8 5 提出書類等
回答	お見込みのとおり、会社住所の矛盾を説明できる、住所変更に関する届出書などを 別途ご提出いただきますようお願いいたします。

質問No.	10
質問内容	提案書類の副本において、法人名の特定が可能な表記を黒塗りにする必要は無い という認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.8 5(1)
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	11
質問内容	「5 提出書類等」におけるイ、キ、及びクは更に5部提出するよう記載があり、 キの⑪の登記簿謄本については、複写可との記載があるが、 それ以外についての上記5部につきましては、複写は不可という認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.8 5(1)
回答	その他の書類も複写で問題ありません。

質問No.	12
質問内容	提案書類に関して、応募者が法人の場合は「エ」と「キ⑪」にて登記簿謄本の提出が 求められているが、正本においては同一の資料であってもそれぞれの項目に 1部ずつファイリングする必要があるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.8 5(1)
回答	正本においては、同一の資料であっても1部ずつファイリングをお願い致します。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	13
質問内容	提出書類項目「イ」の「団体概要書(様式2)」に関して、いつ時点の情報を記載すべきかご教示いただきたい。 内容は全て直近決算(2024年9月末)でよいか。 (業績や各種取引高に関しましては、2024年9月末で対応させて頂ければ幸いです。 取引銀行に関しましては2025年3月末なども可能でございます)
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.8 5(1) イ 団体概要書
回答	お見込みのとおり、直近決算(2024年9月末)の情報を記載していただければ差し支えありません。

質問No.	14
質問内容	当社はグループ連結決算を推進しているため、単体及びグループ決算での書類の提出でも可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.8 5 提出書類等
回答	財務状況評価を行う際に、年度の比較が同じ基準で実施できれば問題ありませんので、お見込みのとおり、単体及びグループ決算での書類の提出が可能です。

質問No.	15
質問内容	提出書類項目「キ(ア)」の「⑩財産目録又はこれらに相当する書類」に関して、当社は株式会社であり、財産目録は作成していないが、法人税の確定申告書に添付する書類として、勘定科目内訳明細書を作成しているところ。 「③勘定科目内訳明細書」として提出を予定しているが、こちらを⑩としても扱っていただくことは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.9 5(1) キ 団体の経営状況を説明する書類
回答	募集要項10ページ目の「ク」の上あたりの記載にて、「上記の書類について、提出することができない特別な事情がある場合や、提出済みのほかの書類が上記の書類に相当する場合は、その旨を記載した理由書(任意様式)を提出してください。」としているため、「財産目録は作成していないが、法人税の確定申告書に添付する書類として、勘定科目内訳明細書を作成しているところ」である旨を記載した書類(任意様式)を作成いただき、当該書類を、本来財産目録を閉じこむ場所だったところに閉じこんで提出してください。

質問No.	16
質問内容	【勘定科目内訳明細書について】 勘定科目内訳明細書内に個人情報等の記載があるため、対象箇所を黒塗りして提出することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.9 5(1) キ(ア)③勘定科目内訳明細書
回答	勘定科目内訳明細書を含む、団体の経営状況を説明する書類一式については、非公開情報を取扱う非公開の会議のみで使用するため、個人情報の黒塗りはせずにご提出ください。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	17
質問内容	(様式5)管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書について、3所在地区分のページにある「IDナンバー(10ケタ)」については、認定番号のことを指しているか。 10ケタとあるが、認定番号が6ケタの場合は頭に0を付け10桁にする対応でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.10 5(1) ケ 管理実績、障害者雇用、所在地区分申告書
回答	お見込みのとおり、認定番号のことを指しています。そのため、頭に0をつけて10桁となるようにしてご提出をお願いします。

質問No.	18
質問内容	時間外労働・休日労働協定届(36協定届)の写しは、本社所在地にて申請しているものの写しを提出することによいか。 または、横須賀市内に事業所等がある場合は、そちらで申請している写しの提出となるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.10 5(1) コ 労働基準監督書類
回答	時間外労働・休日労働協定届(36協定届)の写しについて、事業所を複数所有している場合は、事業者ごとに書類の提出が必要となりますので、ご承知おきください。

質問No.	19
質問内容	【障害者雇用確認書類(障害者雇用状況報告書)の提出について】 提出書類である「障害者雇用確認書類(障害者雇用状況報告書)」について、弊社はグループ会社である関係上、手続きに時間を要してしまうため、今年度版の報告書(ハローワークの受領印が押印されたもの)が提出期限に間に合わない。そのため、昨年度の障害者雇用状況報告書を提出しても問題ないか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.11 5(1) サ 障害者雇用確認書類
回答	障害者雇用確認書類(障害者雇用状況報告書)の提出について、ハローワークへの提出期限が7月15日であるため、恐れ入りますが、今年度版の報告書を提出していただきますようお願いいたします。

質問No.	20
質問内容	候補者の選考において、全ての候補者が最低基準点を下回った場合は、再選考となるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.11 6(1) 選考方法
回答	当該年度では再選考の時間が取れないため、次年度改めて選考を行います。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	21
質問内容	基礎項目評価の「財務状況」優・可の判定基準(指標値)を教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.13 7 1 基礎項目評価
回答	基礎項目評価における財務状況評価は、申請書類内の「団体の経営状況を説明する書類」をもとに、税理士または公認会計士4名による絶対評価で行うため、指標値は存在しません。

質問No.	22
質問内容	駐車場利用料金改定を行いたい場合、条例改正手続き期間の目安をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項 P.15 7 2 提案評価(10)
回答	遅くとも新料金での運用開始の3カ月前までには、条例改正を行う必要があります。

質問No.	23
質問内容	管理許可施設の公園使用料は毎年度いくらとなる予定か。 また、改定のタイミングもご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	現時点では、管理許可施設の公園使用料はP.16の下段に示した金額(月額)の4か月分が公園使用料となる見込みです。 ただし、今後有料期間を延長する際は、別途指定管理者と協議の上、その月数を決定する予定です。 なお、金額改定のタイミングは未定です。

質問No.	24
質問内容	繁忙期以外の減免期間を有料期間へ延長する協議の判断基準は何か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	本来、公園使用料を年額お支払いいただくことが原則ではありますが、閑散期は収入を得ることが難しいことから、減免としてしているところです。 現時点で、どのような場合に協議を行うかの明確な判断基準は設けておりませんが、例えば、閑散期である冬や夏の期間に新たなイベントを開催することで、集客力が繁忙期に類する状況となった場合などは、協議となるものと想定しています。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	25
質問内容	管理許可施設の収支を毎月報告することとあるが、報告書の様式例をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	申し訳ございません。 様式例はご用意しておりませんが、内容としましては月報にて日ごとの売上額や利用者数等について記載をお願いすることとなります。 詳細は、指定された後に調整させていただきます。

質問No.	26
質問内容	管理許可施設の減免対象施設(フラワートレイン等)の減免額は0円か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	記載が分かりづらく、申し訳ございません。 募集要項P.17上段に記載のある減免対象施設の使用料は「無料」となります。

質問No.	27
質問内容	繁忙期には有料対象施設の使用料の支払が必要という記載があるが、繁忙期の基準は何を基準に設定しているのか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	現在は、ポピー祭りが開催されている4月・5月、コスモス祭りが開催されている9月・10月を繁忙期としています。

質問No.	28
質問内容	余剰金を指定管理施設の管理経費に充てることは可能との記載があるが、各月で充てることが可能なのか、あるいは各事業年度末に充てることが可能なのか、ご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	あくまでも、余剰金は指定管理者の収入であり、その額を指定管理施設の経費に充当していただくことは指定管理者のご厚意となりますので、 充当の方法に決まりはありません。 ただし、指定管理施設に関する収支は決算の際にお示しいただくこととなります。

質問No.	29
質問内容	管理許可施設の維持管理に係る費用も管理許可施設からの収入から充当となるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	管理許可施設は独立採算制であるため、維持管理に係る経費は収入から賅っていただくこととなります。 利用料金収入および指定管理料は充当できませんので、ご注意ください。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	30
質問内容	売店各所およびレストランの売上と費用を開示いただきたい。 また、合わせて購買人数も月別にご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	現指定管理者のノウハウをもって独立採算にて運営している施設であるため、公表はできません。

質問No.	31
質問内容	管理許可施設の過去5年間の収支実績についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.16 9(4) 管理許可施設の管理運営について
回答	現指定管理者のノウハウをもって独立採算にて運営している施設であるため、公表はできません。

質問No.	32
質問内容	自動販売機台数の上限および設置場所指定は設けているか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.17 9(5) 自動販売機の設置に関すること
回答	上限台数および設置場所の指定は設けておりませんが、利用者サービスの向上のために増減が好ましいと判断される場合に、事前に市と協議を行い承認を受けてください。

質問No.	33
質問内容	月別のくりはま花の国、ペリー公園、ペリー記念館の来園者数、来館者数をご教示いただきたい。 また、どのように入園者数を現指定管理者がカウントしているかもご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.17 10 管理の基準
回答	令和6年度のくりはま花の国来園者は、4月32,176人、5月44,300人、6月14,678人、7月6,942人、8月9,766人、9月17,013人、10月24,734人、11月14,674人、12月11,553人、1月8,460人、2月12,209人、3月24,727人です。 令和6年度のペリー公園/ペリー記念館の来園者/来館者は4月4,921/1,180人、5月5,858/2,200人、6月4,404/1,064人、7月5,461/1,070人、8月3,833/1,241人、9月3,702/977人、10月5,033/1,470人、11月5,130/1,474人、12月4,332/899人、1月4,254/1,016人、2月4,840/1,119人、3月4,705/1,223人です。 なお、園内にカウンターを設置して入園者をカウントしています。

質問No.	34
質問内容	供用時間延長を行いたい場合、市への事前協議期限は何日前か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.17 10(1) 施設の供用期間及び供用時間
回答	条例の規定にある施設に関する供用時間の変更は条例改正が必要となるため、遅くとも変更したい日時の9か月前には事前協議を開始させていただきたいと考えています。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	35
質問内容	パークゴルフ場駐車場は提案対象外との認識で正しいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.19 12 利用料金
回答	パークゴルフ場駐車場も提案対象です。 なお、現在は既にパークゴルフ場自体は存在しないため、今年度中に名称変更を伴う条例改正を実施する予定です。

質問No.	36
質問内容	駐車場の過年度の日別の利用台数をご教示いただきたい。 また、臨時駐車場の年間の開設日とそれぞれの利用台数もご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.19 12 利用料金
回答	令和6年度の駐車場利用台数等は別添1をご確認ください。

質問No.	37
質問内容	災害対応マニュアルについて、現在の内容を閲覧することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.19 10 (9)災害対応等
回答	現指定管理者のノウハウによって作成されたマニュアルであるため、閲覧はできません。

質問No.	38
質問内容	指定管理料の上限額752,715千円には消費税および地方消費税が含まれているか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.20 13 指定管理料
回答	消費税および地方消費税を含めた金額となります。

質問No.	39
質問内容	指定管理料について令和9年度が他の年度に対し、年度別上限額が高い理由についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.20 13 指定管理料
回答	今回、指定管理期間の2年目となる令和9年度において、通常の経費に加え10,000千円を上乗せしています。 これは、募集要項P.26(2)新規事業提案で本市が求める「来園者を圧倒させるような花によるメインエントランスづくり」を実現するためにご活用いただける経費として追加計上していますので、積極的にご活用くださいますようお願いいたします。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	40
質問内容	年度別上限額を超える年度間調整(繰越・前倒し)は認められるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.20 13 指定管理料
回答	年度間調整は認めておりません。

質問No.	41
質問内容	自動販売機収入を管理経費に充当する際の算定根拠をご提示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.20 13 指定管理料
回答	管理経費に充当する額の算定方法は くりはま花の国管理業務仕様書P.9 9(1)④収入の取り扱い ペリー公園管理業務仕様書P.7 8(1)④収入の取り扱い をご参照ください。

質問No.	42
質問内容	市貸与物品を更新購入する際、償却期間は市基準を準用するののか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.20 14 物品の帰属等
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	43
質問内容	市が貸与する物品を修繕した場合の費用については、市が負担するとの解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.20 14 物品の帰属等
回答	指定管理施設の物品修繕について、30万円以下の修繕は指定管理者の負担 (指定管理料から支出)となります。 なお、30万円以上の修繕は市で実施するものですが、市の同意なく実施した場合、 指定管理者の負担となる場合がありますので、ご注意ください。

質問No.	44
質問内容	30万円以下の修繕範囲に材料費・人件費・諸経費は含まれるか。 また、30万円の判断は税抜・税込のどちらか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 15 施設修繕及びその他の調査に係る経費
回答	諸経費全て含みます。 また、その経費は税込みとなります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	45
質問内容	人件費、物件費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加は指定管理者の負担とある。しかし、P20 13に記載のある指定管理料の年度別上限額は経過年度で漸次増加していない。よって、これら金額はこれらの変動を反映させたものではないと認識しておりますが、この認識についての市の考えをお聞かせいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 市と指定管理者の責任分担のうち経費の増大・増加について
回答	指定管理料の算定にあたっては、近年の人件費昇率を加味し、人件費や物件費等の積算を行い、上限額を設定しているところです。また、本件に関する市の考え方は、P21に記載の責任分担のとおりです。

質問No.	46
質問内容	本来ならば物価変動等によるコスト増を反映した形で、利用料金も改定が必要であると感じております。しかし、同時に条例改正が必要なためその実現が困難であることも認識しているところ。このような状況下で、物価変動等に関連した経費増の責任分担がどちらに該当するのか、見解をお聞きしたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 市と指定管理者の責任分担のうち経費の増大・増加について
回答	P.22の最下段注1に記載のとおり、光熱水費等の経費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議としており、実際に近年の光熱費高騰に対しては、市からの補填を実施しているところです。 なお、今回の募集施設の中で利用料金の対象となる施設は駐車場が該当しますが、条文解釈の中で速やかに対応できるような条例改正とできないか、検討をすすめているところです。 なお、価格変動に伴う経費の増加の責任分担においてはP21に記載のとおりです。

質問No.	47
質問内容	需要変動による収入減のリスクは全額指定管理者の負担と理解しているが、市の補填制度はあるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうち需要の変動について
回答	需要変動による収入減に対する市の補填制度はございません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	48
質問内容	<p>需要の見込み違いや競合施設等による需要変動による収入減及び経費増加については、指定管理者の負担であるとの記載がある。</p> <p>しかし、急激な社会情勢等の変化に伴う著しい需要の変動については、指定管理者にその負担が課されないと考える。</p> <p>その点についてのお考えをお示しいただきたい。</p>
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうち需要の変動について
回答	急激な社会情勢等の変化に伴う著しい需要の変動がどのような状況かについては現時点では判断が難しいため、そのような事象が発生した際には双方協議の上、費用負担等を決定することになります。

質問No.	49
質問内容	第三者行為による損傷で相手方不明の場合、市は超過30万円分のみ負担するとの理解で間違いはないか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうち施設・設備・備品等の損傷について
回答	当該事案が生じた際の市の負担上限については、30万円に設定しているわけではありません。 負担金額は双方協議の上、決定することになります。

質問No.	50
質問内容	自然災害時の復旧工事費用負担割合(市・指定管理者)を事前に定める協定条項はあるか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうち施設・設備・備品等の損傷について
回答	事前に定める協定条項はございません。

質問No.	51
質問内容	<p>経年劣化の現況を正確に把握しているのは現指定管理者であり、それらの修繕及び調査が次期指定管理期間においても最優先に実施されるべきと考えている。</p> <p>現時点における30万円以下の未実施の修繕及び調査項目をご教示いただくことは可能か</p>
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうち施設・設備・備品等の損傷について
回答	順次対応し、随時更新しているため、お示しが出来ません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	52
質問内容	<p>自然災害(地震、台風など)等による施設・設備・備品等の損傷について、双方協議との記載がある。</p> <p>通常の予見可能な範囲外のものとは市が負担し、市が指定する保険により対応可能な範囲は指定管理者が負担するなど、ある程度の指標が必要であると感じているところ。</p> <p>その点についての考えをお示しいただきたい。</p>
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうち施設・設備・備品等の損傷について
回答	<p>修繕費のように一律の金額によって線引きをするのは難しい状況があります。</p> <p>指定管理者に選定された団体は、保険加入前にその内容を市と事前協議していただきますようお願いいたします。</p>

質問No.	53
質問内容	<p>自然災害(地震、台風など)等による施設・設備・備品等の損傷について、双方協議との記載がある。</p> <p>どのような内容の加入が前提であれば双方協議が円滑に進むなど、考えをお示しいただきたい。</p>
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうち施設・設備・備品等の損傷について
回答	<p>修繕費のように一律の金額によって線引きをするのは難しい状況があります。</p> <p>指定管理者に選定された団体は、保険加入前にその内容を市と事前協議していただきますようお願いいたします。</p>

質問No.	54
質問内容	<p>現指定管理期間において不可抗力 自然災害(地震、台風など)、暴動による業務の休止、臨時休園された実績回数をご教授いただきたい。</p>
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.22 16 市と指定管理者の責任分担のうち不可抗力について
回答	2019年の台風での休園5日間、コロナでの休園が51日間ございました。

質問No.	55
質問内容	<p>自然災害により長期的に業務の臨時休業が発生したと仮定した場合、収支等への影響に係る負担等について、双方協議することは可能か。</p>
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.22 16 市と指定管理者の責任分担のうち不可抗力について
回答	その際には、双方協議となります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	56
質問内容	過去指定管理期間において、新型インフルエンザ等の感染症による影響により、指定管理者の収支負担を補填した実績はあるか。 また、補填された場合には補填額を算出した指標をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.22 16 市と指定管理者の責任分担のうち新型インフルエンザ等の影響について
回答	休園に伴い業務を縮小したことにより、使用料減収分および管理許可施設減収分の赤字相当分から不要となった経費を相殺した金額を補填した実績があります。 その際の積算手法としては、過去2年間の平均数値を平常時とみなし、その数値との差分を減少分として算出しました。

質問No.	57
質問内容	水光熱費が急激に上昇し、管理に支障をきたす場合は双方協議と記載がある。 数パーセント上昇した場合は支障をきたすと考えられる等、指標としてお示しいただくことは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうちP.22注1について
回答	当該規定は本市の指定管理施設共通であり、各施設の大小もあることから、一概に上昇率が何パーセントである場合に支障をきたすと示すことは難しいため、指標としてお示しすることはできません。

質問No.	58
質問内容	経費の増大・増加について注1にある「光熱水費等の経費」は、 経費の急激な増大は光熱水費に限らず消耗品物価、人件費も含まれるか。 経費の認識について、考えをお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうちP.22注1について
回答	管理に支障をきたす経費の増加要因が何かを個別に判断することになるため、一概にどの経費が対象となるかをこの時点でお示しすることはできません。 あくまでも、光熱水費も経費の一例としてご認識ください。

質問No.	59
質問内容	経費の増大・増加について、注1に記載のある協議は、どのような指標を持って 協議が開始されるのか。 協議が可能な起因についてお考えをお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.21 16 横須賀市と指定管理者の責任分担のうちP.22注1について
回答	協議については施設毎に開始されるものではなく、世情に応じて市全体として対応すべきと判断された際に開始されるものであるため、指標としてお示しすることはできません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	60
質問内容	事業の継続について、構成団体の一部の事業継続が困難となった場合に、新規に構成団体を迎え共同事業体を結成することは可能でしょうか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.23 17 事業の継続が困難となった場合の措置
回答	募集要項に記載のとおり、共同事業体において当該事案が発生した場合、残存する構成団体によって業務が継続できると市が認めたときは、業務の継続を認めることがあるとしているため、指定管理期間中に新たに共同事業体を結成することはできません。

質問No.	61
質問内容	事業継続において代表企業が事業継続困難となった場合には、構成団体のみで指定管理業務を継続することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.23 17 事業の継続が困難となった場合の措置
回答	共同事業体における代表企業とは、構成団体の委任を受けて当該事業体の代表となる団体であり、代表企業が変更となる場合、団体の同一性が認められない可能性が高いため、基本的には、構成団体のみで指定管理業務を継続することは認められません。

質問No.	62
質問内容	構成団体の一部が離脱した場合の手続きと猶予期間をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.23 17 事業の継続が困難となった場合の措置
回答	具体的な猶予期間の月数を現時点で定めているわけではありませんが、まずは市と指定管理者で協議を行い、可及的速やかに現状を改善するにはどのくらい必要か、もしくは、継続の見通しが立たないのかを探っていくことになるものと想定しています。

質問No.	63
質問内容	指定管理料の停止・返還判断基準(是正指示回数等)を数値基準で示していただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.23 18 指定管理料の支払停止及び支払済みの指定管理料の返還等
回答	当該事案が発生した際の状況にもよるため、数値基準はお示しできません。

質問No.	64
質問内容	指定管理者が作成する各種規程の市協議・承認完了までの標準所要日数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.24 20(4) 施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合の市との協議について
回答	標準所要日数は、規程の内容によるため設けておりませんが、指定管理者として正式に決定されてから、指定管理業務が始まる年度開始日までには協議済となるよう調整を進めていくことを想定しています。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	65
質問内容	4月からのリニューアル時の花の播種については、現指定管理者運営期間中に現指定管理料内でご相談は可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24 (2) 新規事業提案
回答	次年度指定管理者の指定が市議会にて議決されるのが12月末となり、春に向けた花植えまでに調整の時間を取るの難しいことから、令和8年度の春の花は現指定管理者の植栽を引き継いでいただくこととなります。

質問No.	66
質問内容	今期と前期における指定管理料の年度別上限額は概ね10%の増となっている。しかし、「来園者を圧倒させるような花によるメインエントランスづくり」は、過分のコストを要すると考える。今期の指定管理料提示額はこれを見込んだものか、あるいは見込んでいないものなのか、ご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24 (2) 新規事業提案
回答	今回、指定管理期間の2年目となる令和9年度において、通常の経費に加え10,000千円を上乗せしています。これは、本市が求める「来園者を圧倒させるような花によるメインエントランスづくり」を実現するためにご活用いただける経費としていますので、積極的にご活用くださいますようお願いいたします。

質問No.	67
質問内容	新規事業提案において、令和8年度以降での大型遊具の更新計画または遊具の廃止計画がございましたらご教授いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24 (2) 新規事業提案
回答	現時点では、更新計画および廃止計画はございません。

質問No.	68
質問内容	現状では「くりはま花の国レストラン、レストランうおくに、プール」をご利用の方は半額減免とある。新たな利用料金を提案する場合、この半額減免の内容を引き継ぐ必要があるか否かについての、市の見解をお聞きしたい。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24(3) 駐車場に関する提案
回答	現在の半額減免の内容は引き継いでいただくこととなります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	69
質問内容	応募者が駐車場の利用料金を新たに提案した場合、(様式9)収支予算書に記載する利用料金収入について、令和8年度は現状の利用料金と想定される台数からなる収入を記載し、令和9年度以降は新たな利用料金と想定される台数からなる収入を記載するとの解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24(3) 駐車場に関する提案
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	70
質問内容	駐車場の繁忙期において待機列緩和のため、指定管理者が民地借用の上で臨時駐車場とすることは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24(3) 駐車場に関する提案
回答	可能ですが、その際は市との協議をお願いします。

質問No.	71
質問内容	地域貢献策などの選考基準の項目については、毎年度、実績数値の報告を求めており、とあります。 実績数値の実現状況については、提案事業等の実現状況と同様に、次期指定管理者の評価の対象となり得るか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24(4) 実績数値の公表
回答	募集要項P.14(6)のとおり、提案評価における審査項目にもなっていますので、選考の際の評価の対象になり得ます。

質問No.	72
質問内容	工事期間については、実施期間の3カ月前までに決定するとありますが、事前協議の期限は、実施期間決定日以前のどれくらいを想定しているか。
要項・仕様書の該当箇所	募集要項P.26 24(5) 改修等に伴う施設の休止や一部廃止等
回答	遅くとも、実施期間の6ヶ月前頃には指定管理者とも調整を進めていくことを想定しています。

質問No.	73
質問内容	くりはま花の国及びペリー公園の現在の配置人員の一覧と役割をご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.2 3(1)①
回答	配置人員につきましては、今回の選考における提案評価の項目となっております、現在の配置人員は、現指定管理者が培ってきたノウハウに基づき配置されているものであるため、非公開とさせていただきます。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	74
質問内容	管理事務所には、日中夜間問わず対応できる体制と記載があるが、夜間は、夜間警備システムの設置で問題ないか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.2 3 (1) ②
回答	問題ありません。

質問No.	75
質問内容	施設責任者の常駐義務の時間帯や曜日などについて、具体的にご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.2 3(1) ③
回答	施設責任者(管理事務所長)の常駐する時間帯や曜日などについて、義務を課している要件はありません。

質問No.	76
質問内容	イベントの開催及び協力について、過去3年における市が主催・後援する行事の実績回数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.3 3 ②イベントの開催及び協力
回答	くりはま花の国で市が主催、後援のイベントは令和4年度は3回、令和5年度は2回、令和6年度は3回です。

質問No.	77
質問内容	ポピー園・コスモス園で指定管理者が主催する4つのイベントについて、前年度の費用をご教示いただくことは可能か
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.3 3 ②イベントの開催及び協力
回答	イベント毎の費用については、把握しておりません。

質問No.	78
質問内容	ポピー園・コスモス園で指定管理者が主催する4つのイベント以外に開催したイベントの数(過去3年分)をご教示いただくことは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.3 3 ②イベントの開催及び協力
回答	くりはま花の国での自主事業は 令和4年度 30回、令和5年度 28回、令和6年度 29回です。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	79
質問内容	現指定管理者が、他の1施設(ペリー公園)との一体活用による事業を実施していた場合、その概要や事業数についてご教示いただくことは可能か
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.3 3 ③利用促進
回答	一体活用はしていません。

質問No.	80
質問内容	災害時の初動対応において、市への連絡は何分以内と定められているか詳しくご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.4 3(2)⑦事故・災害及び連絡調整
回答	まずは職員の身の安全を確保した上で、ご一報ください。 その後、3時間を目途に、火災の発生状況や施設内の来園者の負傷状況、職員の負傷状況、ライフラインの利用可否、がけ崩れ・建物倒壊の状況、施設の被害状況などを報告していただくこととなります。

質問No.	81
質問内容	拾得物や廃棄物の取り扱いマニュアルの最新版を、可能であればご提供いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.4 3(2)⑧拾得物・残置物の処理
回答	現指定管理者のノウハウによって作成されたマニュアルであるため、提供はできません。

質問No.	82
質問内容	過去3年における光化学スモッグ発生時において、利用者へ避難誘導を指示した実績回数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.4 3運営業務⑩ ア 光化学スモッグ発生時について
回答	避難誘導した実績はございません。 なお、光化学スモッグ発生時は園内放送にて注意喚起を行っています。

質問No.	83
質問内容	過去3年における熱中症警戒アラート発表時の屋外運動施設の貸し出し中止に関する実績回数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.4 3 運営業務(2)⑩ ウ 熱中症対策について
回答	実績はございません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	84
質問内容	熱中症特別警戒アラート発表時は直ちに屋外運動施設の貸し出しを中止し、とあるが屋外運動施設とは公園施設のどれが該当するか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.4 3 運営業務(2)⑩ ウ 熱中症対策について
回答	アーチェリー場が該当します。

質問No.	85
質問内容	指定管理料に含まれる修繕の具体的な例(例:遊具の塗装など)があれば、ご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.5 4(2)施設補修・修繕
回答	指定管理施設の散策路の補修や遊具の部品交換、トイレの器具交換、駐車場の舗装など30万円以下であれば、すべて対象となります。

質問No.	86
質問内容	小破や軽微な修繕に該当する範囲の判断基準や、費用負担の区分についてご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.5 4(2)施設補修・修繕
回答	指定管理施設内の補修・修繕で30万円以下のものは、指定管理者の負担(指定管理料)にて実施していただくこととなります。

質問No.	87
質問内容	擁壁や園路の陥没など、構造に関わる修繕費の区分と計上方法についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.5 4(2)・資料3 修繕実績
回答	構造に関する部分であっても、指定管理施設内の補修・修繕で30万円以下のものは、指定管理者の負担(指定管理料)にて実施していただくこととなります。計上方法は枠予算として計上していただくことが想定されます。

質問No.	88
質問内容	遊具点検に関する専門資格の要件や、資格保持者名簿の提出有無についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.5 4(3)遊具点検
回答	ここで記載した専門家の点検とは、遊具設置業者や遊具点検業者、点検技術者資格(「公園施設点検管理士」と「公園施設点検技士」)を有する者等による年1回の定期点検の実施を指しておりますが、日常点検は公園の職員が国土交通省の指針に基づき実施していただくことを想定しています。 なお、資格保持者を常駐させることは必須ではなく、また、資格保持者名簿の提出を必須としているわけではございません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	89
質問内容	専門家とは、点検資格を持つ専門技術者(公園施設安全管理士・公園施設製品整備技師)または点検技術者(公園施設点検管理士・公園施設点検技士)を指すとの解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.5 4(3)遊具点検 ペリー公園管理業務仕様書 P4 4(3)遊具点検
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	90
質問内容	園内で使用可能な薬剤のリストや、使用時の市への届出の必要性についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.5 4(5)花壇・樹木等の植栽管理
回答	特段の規定はございませんが、「住宅地等における農薬使用についての遵守事項」を守った上での使用をお願いいたします。 【住宅地等における農薬使用】 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f6554/p27222.html

質問No.	91
質問内容	各公園のホームページへの掲載を行うこと、とあるが、各公園とは何を指すか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.6 4(5) ③ ア
回答	申し訳ございません。各公園とは、くりはま花の国を指しています。

質問No.	92
質問内容	アーチェリー場における大会実績や最大同時利用者数などの情報をご提供いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.6 5(1) アーチェリー場
回答	令和6年度の大会実績は横須賀市アーチェリー協会主催では、アーチェリー協会長杯、花の国50mRオープン大会、横須賀ジュニアオープンアーチェリー大会、横須賀市主催では市民体育大会が実施されました。 最大同時利用者数は不明ですが、大会時が最も同時利用者が多いと仮定した場合、大会開催日で最も利用があったのは市民体育大会開催日の43人でした。 なお、令和6年度で1日の利用者が最も多かった日は9月23日(月)の78人でした。

質問No.	93
質問内容	利用料金の前納義務について、除外されるようなケースがあればご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.7 5(2)①エ
回答	使用料の前納は都市公園条例でも定めているところであり、現時点で除外するケースは想定していません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	94
質問内容	駐車料金の改定を検討する場合、協議から市の承認に至るまでの流れをご説明いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.7 5(3)
回答	今回の提案の際にご提示いただいた改定案にて協議を行い、その改定料金が適正であれば、その内容を元に条例改正に向けた作業を進めます。 その後、条例改正案が可決されたことに伴い市の承認という流れになるものと想定しています。

質問No.	95
質問内容	駐車場係員の配置に関する最低人数や時間帯の基準などを、可能であればご提示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.7 5(3)
回答	駐車場の管理については利用料金制の部分になるため、応募者様にてご判断ください。

質問No.	96
質問内容	イベント開催時に駐車料金を無料にすることは、指定管理者の判断で可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.7 5(3)②利用料金不還付
回答	可能です。 ただし、その際には指定管理者にて作成していただいた減免基準書を提出していただき、市が承認することとなります。

質問No.	97
質問内容	使用料減免の判断や承認に関する手続きについて、マニュアル化されているかご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.7 5 (3) ③利用料金の減免
回答	減免基準は指定管理者様にて作成していただくこととなります。

質問No.	98
質問内容	市のPRになる撮影やイベントを許可する場合は、事前に市の関係部署に連絡を行うこととあるが、その意図を確認させていただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P7 6(1) ②
回答	第一としては、公園内でそのような撮影やイベントを実施することを把握する意図があります。 そして、その撮影やイベントを市としてもPRすることや近隣イベントとの連携可能性を探ることにより、市内への集客力向上や公園への来園者増加を促進していきたいという意図も含まれます。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	99
質問内容	指定管理者が貸し出せる以外の備品や消耗品が式典で必要となった場合、それらは市が準備するとの解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.8 7 新施設設等の式典補助業務
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	100
質問内容	公園内および管理施設の写真・動画を、ホームページやSNSに掲載する場合、事前に市の許可が必要となるか。 公園内における写真、動画撮影に対してお考えをお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.8 8 公園の紹介業務(1)、(2)、(3)
回答	指定管理者様にどのような形で公園を紹介していただけるか把握させていただきたく、事前に内容をご提案いただけますと幸いです。 ただし、SNSなどタイムリーに話題を提供したいものについては、この限りではありません。

質問No.	101
質問内容	自動販売機の飲料価格に上限設定がある場合、その内容や是正事例をご共有いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.9 (1)③設置管理方法
回答	飲料価格に対し上限設定を設けてはおりませんが、「仕様書P.10⑥その他」に記載のとおり一般的な市場価格を超えない設定とするようお願いしています。 なお、これまで是正事例はございません。

質問No.	102
質問内容	自販機の納付金率(10%)の変更の可能性や、その際の予告期間についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.9 (1)④収入の取り扱い
回答	納付金については全庁的な取り組みとして実施しているものでありますが、現時点で変更の可能性については聞いていません。 そのため、予告期間についても現在お示しすることは出来ません。

質問No.	103
質問内容	現指定管理者の管理許可施設内で設置されている自動販売機の台数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.10 9(1)⑥その他
回答	レストランに1台ございます。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	104
質問内容	電気・ガス・水道等の契約者は現指定管理者か。 また、契約者が現指定管理者である場合、各種契約の契約先を新指定管理者が選定し、変更することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.10 9(2)電気・ガス・水道等
回答	契約者は現指定管理者です。 また、契約先を変更することも可能ですが、その際は市と協議をお願いします。

質問No.	105
質問内容	現指定管理者が過去3年間において実施した自主事業の開催回数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P10 9(5)自主事業について
回答	くりはま花の国での自主事業は 令和4年度 30回、令和5年度 28回、令和6年度 29回です。

質問No.	106
質問内容	自主事業において、年度ごとにあらかじめ市の承認を受ける必要があることは理解しているが、承認を受けた自主事業が不可抗力で開催できない状況が発生した際自主事業の取り止めもしくは代替事業を開催することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.11 9(5)②実施の承認
回答	可能ですが、その際は改めて市の承認を受けてください。

質問No.	107
質問内容	「施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告すること」とあるが、ここでのエネルギー使用量とは、エネルギー用途(熱源や動力)別の消費内訳が分かるような資料を提示するといった解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P12 9(8)①エネルギー使用量の記録・報告
回答	おっしゃるとおりです。 所定の書式にて施設別に各エネルギーの使用量を報告していただきます。

質問No.	108
質問内容	前年度のエネルギー用途別の消費内訳をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P12 9(8)①エネルギー使用量の記録・報告
回答	令和6年度くりはま花の国 電力使用量 321,435kWh、液化石油ガス(LPガス) 1,972m ³ 令和6年度ペリー公園 電力使用量 29,013kWh になります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	109
質問内容	省エネ・脱炭素に関する数値目標と、その達成状況の評価方法をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.12 9(8)③脱炭素社会への移行に向けた取り組み
回答	本市では「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指しています。 ただし、各施設に対する数値目標を定めているところではありませんので、施設管理にあたり、電気等エネルギー使用量を削減するために必要な措置を出来る限り講じていただきますようお願い致します。

質問No.	110
質問内容	公園利用者からの要望として「フラワートレインの改善」との表記がある。 一方では、資料に呈示されているトレインは導入後15年以上が経過し、急こう配である運行経路の特性も伴って、車両の老朽が懸念されると思われる。 これらの状況に対して市のお考えや方針をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.13 公園の概要 ● 公園利用者等からの要望
回答	ご指摘のとおり、フラワートレインの老朽化が進んでいる状況があります。 そこで、新たな園内交通の導入につきまして、昨年度に導入可能性調査を実施したところですが、その中では、電動カートやリフト、電動キックボードなどの導入について検討を進めましたが、採用に至るまでの決め手が現時点では確認できませんでした。 今後も、フラワートレインの更新も含め、新たな園内交通手段については検討を進めてまいります。

質問No.	111
質問内容	花壇管理のボランティア活動が行われている記載があるが、活動場所や活動頻度、指定管理者との関係(活動指導や物品購入の有無)など活動詳細をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.13 公園の概要 ● ボランティア活動
回答	毎週金曜午前中に開催、第5金曜お休みとなっています。 内容としましては、花壇管理(除草、花植え、種まきなど)で、ビブスやシャベルなどは公園の備品を使用して活動しています。

質問No.	112
質問内容	現在の植栽管理に掛かる費用の明細を開示いただくことは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P15-21 維持管理業務基準書
回答	開示はできません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	113
質問内容	設備機器一覧表をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.16【施設管理】(1)管理の基準
回答	申し訳ございません。 設備機器につきましては、仕様書P22～25にお示した「公園施設一覧表」の各施設の内訳に記載しておりますので、そちらをご確認くださいませようお願い致します。

質問No.	114
質問内容	設備機器一覧表に示す設備のうち、故障中の設備をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.16【施設管理】(1)管理の基準
回答	コスモス・ポピー園奥の木製階段は老朽化により現在使用禁止となっております。

質問No.	115
質問内容	設備機器一覧表をお示しいただくことが出来ない場合、施設管理対象設備等の図面を閲覧することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.16【施設管理】(1)管理の基準
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	116
質問内容	過去3年間で夜間警備を実施した日数及び総人工をお示しいただきたい。 (自主事業実施の際の夜間警備は除く)
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P16【施設管理】(2)管理の水準 ①園内警備・巡回
回答	夜間警備実績はございません。

質問No.	117
質問内容	過去3年間で市及び各種団体等が主催したイベント数をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P16【施設管理】(2)管理の水準 ①園内警備・巡回
回答	花の国で市が主催、後援のイベントは令和4年度は3回、令和5年度は2回、令和6年度は3回です。 自主事業は 令和4年度 30回、令和5年度 27回、令和6年度 29回です。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	118
質問内容	園内警備・巡回において園内警備を遂行するにあたり、警備業法に基づく資格を有する必要があるか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P16【施設管理】(2)管理の水準 ①園内警備・巡回
回答	日常警備において、資格を有する者を配置することは必須としていません。

質問No.	119
質問内容	「業務従事者は救命救急訓練を受けた者とする」とあるが、業務従事者とは全職員として理解してよいか。 また、救命救急訓練とは救命救急講習の受講と認識してよいか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P16【施設管理】(2)管理の水準 ①園内警備・巡回
回答	業務従事者は、園内警備・巡回業務を担当する職員を指します。 また、救命救急訓練はお見込みのとおりです。

質問No.	120
質問内容	【機械警備について】 「夜間利用を伴わない建物は機械警備を導入し」とあるが、基本的に夜間利用が無い場合、トイレ・倉庫を除くすべての建物が該当することになるか。 それとも、対象は居室とされる建物のみとなるか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P16【施設管理】(2)②機械警備
回答	指定管理施設(仕様書P.26～27)における夜間警備の対象施設は、以下のとおりです。 ・No.1 管理棟 ・No.12 エアライフル場 ・No.13 アーチェリー場管理棟 その他、管理許可施設についても必要に応じて機械警備を導入してください。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	121									
質問内容	各トイレ(便器大、便器小、小児用小便器、手洗い器、オストメイト等)の個数をお示しいただきたい。									
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P16【施設管理】(2)④便所									
回答	以下の表のとおりです。									
		男			女		兼用		身体障害者用	
施設名		大	小	手洗い	計	手洗い	計	手洗い	洋	手洗い
管理棟		1	2	1	2	2				
第二駐車場		1	3	2	3	2			1	1
コスモスポビー園		1	3	1	9	3			1	1
冒険ランド①					8	2			1	1
冒険ランド②		1	3	1	3	1				
ヘルバ前		1	2	1	2	1			1	1
ハーブ園		1	2	1	3	1			1	1
アーチェリー場管理棟		1	1	1					1	1
レストラン		1	2	1	3	2	1			
コスモス館							1			
ヘルバ内							1	1		

質問No.	122									
質問内容	トイレに関する水質検査や下水道関連の申請義務とその頻度についてご教示いただきたい。									
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.16[施設管理]④便所									
回答	園内のトイレに関して、特段そのような検査等の義務はございません。									

質問No.	123									
質問内容	現状の排水設備の定期点検・保守の実施回数/年をお示しいただきたい。									
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P17【施設管理】(2)⑥排水設備									
回答	現状、園内は排水樹に土砂等が堆積しないよう適宜清掃を実施しています。									

質問No.	124									
質問内容	【排水設備について】 排水設備維持管理において、関係法令に基づきとあるが、具体的な法令をご教示いただきたい。									
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P17【施設管理】(2)⑥排水設備									
回答	一般論としては、下水道法・横須賀市下水道条例・横須賀市下水道条例施行規程が該当します。しかし、いずれも設置・増設・改築しようとする際の規程であるため、維持管理の規定ではありませんが、参考としてください。 ただし、上記法令以外に点検にあたり順守すべき法令がございましたら、ご確認の上、ご対応くださいますようお願い致します。									

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	125
質問内容	現状の排水設備の仕様をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P17【施設管理】(2)⑥排水設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	126
質問内容	排水設備の一覧表またはこれに類する資料がある場合、閲覧することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P17【施設管理】(2)⑥排水設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	127
質問内容	「足場」において、給湯設備としてボイラーを設置している場合、その使用燃料をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P17【施設管理】(2)⑦「足湯」(ハーブ園)
回答	使用燃料はLPガスとなります。

質問No.	128
質問内容	「照明灯は、順次LED仕様にする」との記載がある。 現指定管理期間ではいつからLED化に取り組んでいるか、 さらにはその進捗率をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑨電気設備
回答	いつからLED化に取り組んでいただいているかは不明ですが、破損・球切れ等に伴い 交換作業が発生した際には、適宜対応していただいているところです。

質問No.	129
質問内容	自家用電気工作物の点検実施についての記述があるが、 低圧電気設備の保守についての記述がない。 これを実施する、あるいは実施しないのどちらかをお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑨電気設備
回答	低圧電気設備については、必要に応じて適宜点検を実施していただきますよう お願い致します。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	130
質問内容	電気設備の一覧表またはこれに類する資料がある場合、閲覧することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑨電気設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	131
質問内容	【電気設備について】 電気設備の維持管理のため、系統図や平面図等ご教示いただくことは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書管理業務仕様書P17 施設管理⑨電気設備 ペリー公園管理業務仕様書 P14 施設管理⑦電気設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	132
質問内容	照明灯は、順次LED仕様にするにとあるが、LED仕様で発生する費用は、 修繕費30万円を区切りとして、負担が指定管理者または市に区分されるものか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑨電気設備
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	133
質問内容	公園内の高圧受電は一か所からの受電という認識で間違いはないか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑨電気設備
回答	高圧受電設備は園内に5箇所ございます。

質問No.	134
質問内容	給水設備の一覧表またはこれに類する資料がある場合、閲覧することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑩給水設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	135
質問内容	給水設備では上水のみを使用か。 また、井水などの使用がある場合は、お示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑩給水設備
回答	水道水のみです。

質問No.	136
質問内容	散水栓の水は浄水か、井水か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑩給水設備
回答	水道水のみです。

質問No.	137
質問内容	公園内における量水器の数と量水器の配置図をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑩給水設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	138
質問内容	現状の給水設備の仕様をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.17【施設管理】(2)⑩給水設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	139
質問内容	【遊具点検について】 施設の維持管理として遊具点検があるが、設置メーカーをご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.18【施設管理】(2)⑫遊具
回答	遊具メーカーは以下のとおりです。 冒険ランド大型遊具…(株)コトブキ ハーブ園複合遊具…(株)コトブキ ハーブ園滑り台…大永ドリーム(株)

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	140
質問内容	【被覆材設置撤去について】 ポピー・コスモス園管理の被覆材設置・撤去(1回/年)12-2月について被覆を行う目的(防寒、防草、防塵防止等)は何か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P20 植栽管理等基準書
回答	お見込みのとおりです。

質問No.	141
質問内容	くりはま花の国管理業務仕様書P20「植栽等管理基準」の他に、より詳細な植栽平面図や植栽の数量表があればお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P20 植栽管理等基準書
回答	申し訳ございませんが、より詳細な植栽平面図や数量表はございません。

質問No.	142
質問内容	植栽管理基準表の「除草」欄の「県木の広場」の頻度及び予想数量の数値(m ² 数)が異なっているが、どちらが正しい数値か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P20 植栽管理等基準書
回答	申し訳ございません。 正しくは、予想数量「2,700m ² 」となります。

質問No.	143
質問内容	各施設の高圧受(配)電盤は総じて6基という解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P.22～25【公園施設一覧表】
回答	高圧受電設備は園内に5箇所ございます。 なお、P25のその他 電灯盤変電設備 4基は正しくは2基の誤りです。申し訳ございません。

質問No.	144
質問内容	各高圧受電盤の受電設備容量(KVA)をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P.22～25【公園施設一覧表】
回答	①単相20KVA、単相20KVA ②単相75KVA、単相100KVA ③単相50KVA、単相100KVA ④単相75KVA、単相50KVA ⑤不明 になります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	145
質問内容	横須賀市アーチェリー協会が運営に協力、指定管理者より業務委託とあるが、年間の委託金額をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書 P.27 指定管理施設
回答	委託ではなく、現指定管理者のノウハウに基づき、直営で実施しているため、お示し出来ません。

質問No.	146
質問内容	現在のフラワートレインの導入から概ね10年を超過しているが、今後においてトレインの更新計画はあるか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国維持管理業務基準書P.29 管理許可施設①フラワートレイン
回答	現時点での更新計画はございません。 ただし、フラワートレインという移動手段にこだわらない、新たな園内交通手段を取り入れることができないかについては、昨年度、導入可能性調査を行い検討を進めているところです。

質問No.	147
質問内容	レストランおよび売店3か所の図面の提供は可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.29 ②～⑤
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	148
質問内容	レストラン、売店の営業曜日・時間の提案は駐車場利用時間外でも設定は提案として可能か。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.29 ②～⑤
回答	可能です。

質問No.	149
質問内容	会議室「ヘルバ」の横の温室は、現在バックヤード(倉庫)のように使用されていると見受けられたが、在庫品は指定管理開始時までにて全て撤去・搬出されるか。
要項・仕様書の該当箇所	くりはま花の国管理業務仕様書P.29 ⑥ヘルバ
回答	指定管理者が変更となった際には、現指定管理者が購入した物品・資材等は現指定管理者にて全て撤去・搬出していただくこととなります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	150
質問内容	熱中症特別警戒アラート発表時は直ちに屋外運動施設の貸し出しを中止し、とあるが屋外運動施設とは公園施設のどれが該当するか。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書P.4 3 (2)⑩ウ 熱中症対策について
回答	申し訳ございません。 ペリー公園においては、該当施設はございません。

質問No.	151
質問内容	現指定管理者が連携しているボランティア団体の数をご教示いただくことは可能か。また、団体名とその活動内容もあわせてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P.5 4(6) 市民参加・市民協働(ボランティア)
回答	連携しているボランティアはございません。

質問No.	152
質問内容	現状の電気・ガス・水道等における契約者についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書P.7 8(2)電気・ガス・水道等
回答	契約者は指定管理者です。

質問No.	153
質問内容	現指定管理者が過去3年間に於いて実施した自主事業の開催回数をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書P.8 8(5)自主事業について
回答	ペリー公園での開催はございません。

質問No.	154
質問内容	「施設におけるエネルギー使用量について測定・記録し、市へ報告すること」とあるが、ここでのエネルギー使用量とは、エネルギー用途(熱源や動力)別の消費内訳が分かるような資料を提示するといった解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書P.9 8(8)①エネルギー使用量の記録・報告
回答	おっしゃるとおりです。 所定の書式にて施設別に各エネルギーの使用量を報告していただきます。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	155
質問内容	前年度のエネルギー用途別の消費内訳をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書P.9 8(8)①エネルギー使用量の記録・報告
回答	令和6年度ペリー公園 電力使用量 29,013kWh になります。

質問No.	156
質問内容	設備機器一覧表をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P13【施設管理】(1)管理の基準
回答	申し訳ございません。 仕様書には設備の記載がありますが、ペリー公園内には設備機器はございません。

質問No.	157
質問内容	設備機器一覧表に示す設備のうち、故障中の設備をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P13【施設管理】(1)管理の基準
回答	申し訳ございません。 仕様書には設備の記載がありますが、ペリー公園内には設備機器はございません。

質問No.	158
質問内容	設備機器一覧表をお示しいただくことが出来ない場合、施設管理対象設備等の 図面を閲覧することは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P13【施設管理】(1)管理の基準
回答	申し訳ございません。 仕様書には設備の記載がありますが、ペリー公園内には設備機器はございません。

質問No.	159
質問内容	夏休み期間、行楽シーズンなどは、必要に応じて夜間警備を実施するとの記載があるが、 過去3年間で夜間警備を実施した日数及び総人工をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書P.13【施設管理】(2)①園内警備・巡回
回答	夜間警備を実施した実績はございません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	160
質問内容	各トイレ(便器大、便器小、小児用小便器、手洗い器、オストメイト等)の個数をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書P.13【施設管理】(2)③便所
回答	男大1・小4 女3 になります。

質問No.	161
質問内容	現状の排水設備の定期点検・保守の実施回数/年をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P14【施設管理】(2)⑤排水設備
回答	現状は排水柵に土砂等が堆積しないよう適宜清掃を実施しています。

質問No.	162
質問内容	現状の排水設備の仕様をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P14【施設管理】(2)⑤排水設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	163
質問内容	「照明灯は、順次LED仕様にすること」との記載がある。 現指定管理期間ではいつからLED化に取り組んでいるか、 さらにはその進捗率をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P14【施設管理】(2)⑦電気設備
回答	いつからLED化に取り組んでいたかについては不明ですが、破損・球切れ等に伴い 交換作業が発生した際には、適宜対応していただいているところです。

質問No.	164
質問内容	自家用電気工作物の点検実施についての記述があるが、公園施設一覧表(ペリー公園)には、 電気設備の項目がないため、実施はしないとの解釈でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P14【施設管理】(2)⑦電気設備
回答	申し訳ございません。 ペリー公園内には電気設備がないため、点検実施の必要はございません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	165
質問内容	現状の給水設備の仕様をお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	ペリー公園管理業務仕様書 P16【施設管理】(2)⑧給水設備
回答	各施設の図面は、公園管理課にて閲覧可能です。 お手数ですが、閲覧希望日時を公園管理課あてにご連絡をお願い致します(046-822-9562)。

質問No.	166
質問内容	今後5年間における来園者数や収入について、市として何か目標設定しているものはあるか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料2)利用料金制施設の利用及び収入実績
回答	くりはま花の国においては、平成24年度の年間約41.8万人をピークに減少しており、ここ最近では20~25万人の来園者となっております。 市としての目標数値を現在掲げているわけではございませんが、今回の新たな方策等によりどのくらいの来園者の増が見込まれるかを是非ともご提案くださいますようお願いいたします。

質問No.	167
質問内容	半額減免の対象車両の区分や証明方法について、詳しくご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料2)利用料金制施設の利用及び収入実績
回答	レストランで700円以上の利用者は半額免除となり、レストランの係員に申し出る手続きとなります。

質問No.	168
質問内容	駐車料金の減免対象の内訳(例:障害者等)や年間台数の統計があればご提示いただきたい。 ご提示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料2)利用料金制施設の利用及び収入実績
回答	障害者手帳、マイロIDをお持ちの方は駐車料金が免除されます。 また、レストランで700円以上の利用者は半額免除となります。 令和6年度の免除は普通車6,162台、免除は14,625台、大型車6台です。

質問No.	169
質問内容	指定期間中に横須賀市で計画している施設改修計画があればご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料3)施設設備の修繕実績
回答	現時点では、施設改修計画はございません。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	170
質問内容	フラワートレインの現在の稼働状況と、更新計画があればその内容についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料3)施設設備の修繕実績
回答	ポピー号、コスモス号の2台体制で、1時間30分～2時間間隔で運行しております。更新計画はございません。

質問No.	171
質問内容	現在運行を休止しているフラワートレインの再開に関する方針や関連費用の扱いについてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料3)施設設備の修繕実績
回答	現在運休しているフラワートレインはございません。 なお、園内に置かれている緑色のフラワートレインの再開予定はございません。

質問No.	172
質問内容	令和7年度以降に市が予定している大規模修繕計画があれば、その内容と概算額をご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料3)施設設備の修繕実績
回答	現時点で予定している大規模修繕計画はございません。

質問No.	173
質問内容	フラワートレイン車両更新予定の有無および費用負担区分についてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料3)施設設備の修繕実績
回答	現時点で、フラワートレインの車両更新の予定はありません。 なお、更新する際の費用は市の負担となります。

質問No.	174
質問内容	電気設備に関する修繕(工事)の施工履歴が見受けられないが、実績はないとの認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料3)施設設備の修繕実績
回答	お見込みのとおりです。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	175
質問内容	電気使用量ピークが多い月とその要因を分析した資料があれば共有していただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料4)各種エネルギー等使用状況
回答	そのような資料は作成しておりません。

質問No.	176
質問内容	令和4年度、令和5年度、令和6年度の各種エネルギー等使用状況について、施設毎などの内訳をご提示いただくことは可能か。
要項・仕様書の該当箇所	(資料4)各種エネルギー等使用状況
回答	申し訳ございませんが、施設毎の内訳は持ち合わせておりません。

質問No.	177
質問内容	備品明細に記載のない消耗品で30万円以内でも市への事前承認が必要な物品はあるか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	備品として登録する必要がある物品である場合は、市へご報告願います。 また、消耗品か物品かで悩むものについては、事前にご相談ください。

質問No.	178
質問内容	駐車場における自動発券機、自動精算機について備品明細に記載がないが、駐車場機器は現指定管理者の所有物としての認識でよいか。 この場合、指定管理者が変更される際には、駐車場機器は新しい指定管理者が用意することになるか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	駐車場は利用料金施設となるため、備品等は指定管理者にご用意いただくこととなります。 また、機器の引継ぎ等が必要な場合は、指定管理者間で協議を行ってください。

質問No.	179
質問内容	備品明細に発券機の記載がないが、発券機は現指定管理者の所有物であり指定管理者が変更となった場合には、新しい指定管理者が発券機を用意するとの認識でよいか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	お見込みのとおりです。 また、機器の引継ぎ等が必要な場合は、指定管理者間で協議を行ってください。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	180
質問内容	ビームライフルなどの精密機器の校正費やその周期は、指定管理料に含まれるか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	必要に応じて、指定管理経費の中でご対応いただくこととなります。

質問No.	181
質問内容	備品明細にトラクター等の機材記載がないが、花畑に関する機材は指定管理者で購入または、持ち込みとなるか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	花畑に関する機材は指定管理料の中でご用意いただくこととなります。

質問No.	182
質問内容	公園管理課所有の備品にかかる保守契約などがあればご教示いただきたい。 (例：ペリー公園のパソコンネットワーク装置や映写用スクリーンなど)
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	現在の機器は古いものが多いため、保守契約はしておりません。

質問No.	183
質問内容	冷凍ストッカーの仕様・スペックについてご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	寸法は間口2189mm、奥行743mm、高さ921mm、有効容量は755L、上部2枚扉となっております。

質問No.	184
質問内容	資料5の備品明細に植栽作業用の工具、機械の記載がない。 現指定管理者は全て持ち込みで対応されているということか。 もし、市の備品で使用可能なものがあればお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料5)備品明細
回答	市の備品には植栽作業用の工具、機械のご用意はございませんので、指定管理料の中で調達していただくこととなります。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	185
質問内容	ペリー公園における自販機売上が安定している理由について、分析資料があればお示しいただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料6)自動販売機売上実績表
回答	分析資料はございません。

質問No.	186
質問内容	自動販売機売上実績は飲料のみか。軽食・アイス等も含むか。
要項・仕様書の該当箇所	(資料6)自動販売機売上実績表
回答	自動販売機に関するすべての売上が含まれます。

質問No.	187
質問内容	自動販売機売上に対する市への納付割合(ロイヤルティ率)をご提示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	(資料6)自動販売機売上実績表
回答	売上の10%を市に納付していただきます。

質問No.	188
質問内容	イベント利用における照明・電源利用のルールと電気容量制限の有無を教えてください。
要項・仕様書の該当箇所	【該当資料:未明示】運用時の電気設備利用に関する規定
回答	イベント事業者と指定管理者にて協議を行っていただくこととなります。

質問No.	189
質問内容	ボランティア団体等との協働・受入実績、または市の期待があればご教示いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	【該当資料:未明示】地域連携や協働に関する方針
回答	募集要項P.15(11)の記載のとおり、参加者の高い満足度が得られる取り組みとなることを期待しています。

質問No.	190
質問内容	市が求める『施設の価値向上・活性化』の具体事例や、過去の好事例をご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	【該当資料:未明示】提案方針・審査の視点に関わる内容
回答	『施設の価値向上・活性化』とは、一言でいえば「来園者の増」です。民間事業者様のこれまで培ってきたノウハウを注入いただき、施設の魅力を最大限に生かしたイベントやプロモーションを展開することにより、来園者の増加につながるような企画や施設管理の手法を是非ともご提案ください。

くりはま花の国ほか1箇所指定管理者募集に関する質問の回答

質問No.	191
質問内容	クレーム・苦情処理の報告様式や対応フローの標準があればご提供いただきたい。
要項・仕様書の該当箇所	【該当資料:未明示】利用者対応・報告書様式に関する基準
回答	標準例はございませんので、御社におけるクレーム・苦情処理の対応方法についてご提案ください。

質問No.	192
質問内容	近隣住民への配慮事項(例:騒音、駐車場渋滞など)に関する市の見解や要望があればご教示ください。
要項・仕様書の該当箇所	【該当資料:未明示】周辺住民への配慮方針
回答	騒音、駐車場渋滞はもとより、動物への餌やりや園内周辺の清掃、利用者へのマナー周知など近隣住民に対してご迷惑をおかけしないよう、あらゆる方策をもって公園管理を行っていただきますようお願いいたします。

質問No.	193
質問内容	利用促進事業と自主事業は何によって分けらるか。
要項・仕様書の該当箇所	
回答	今回の募集にあたっては、事業としては指定管理事業と自主事業の大きく二つに区分しており、利用促進事業について明記している部分が無いのが現状です。 ただし、利用促進事業という名称から考えられることとしては、例えば仕様書に記載のあるイベント等の開催などを指定管理料の中で実施することで来園者の増加を見込む指定管理事業や、自主財源を用いてイベント等を開催することで来園者の増を見込む自主事業が考えられますので、どちらの経費を活用した事業かでご判断いただければと思います。

質問No.	194
質問内容	園内車道は何トン車まで乗り入れが可能か。
要項・仕様書の該当箇所	
回答	明確な規定を持ち合わせていないため、大型車両の搬入が必要となった際には、事前にご相談ください。